

○立川市保健医療推進協議会条例

平成2年4月1日
条 例 第 12 号

（設置）

第1条 市長の諮問に応じ、保健医療に係る施策及び立川市健康会館の運営について必要な事項を調査審議し、又はこれらの事項について市長に建議するため、立川市保健医療推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 協議会は、委員16人以内をもって組織する。

（平15条例37・平17条例35・一部改正）

（委員）

第3条 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。

- | | |
|-------------------|------|
| (1) 医師の団体が推薦する者 | 3人以内 |
| (2) 歯科医師の団体が推薦する者 | 2人以内 |
| (3) 薬剤師の団体が推薦する者 | 1人 |
| (4) 学識経験を有する者 | 5人以内 |
| (5) 関係行政機関の職員 | 1人 |
| (6) 市民 | 4人以内 |

2 前項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

（平15条例37・平17条例35・一部改正）

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委任）

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年9月30日条例第37号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行後この条例による改正後の立川市保健医療推進協議会条例第3条第1項第6号の規定により、最初に任命される委員の任期については、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成17年3月24日までとする。

附 則（平成17年9月22日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。